

1 目的

平成30年度からの国保の都道府県化（広域化）に伴い、県を共同保険者とした新たな国保制度を、持続可能で安心して医療を受けられる制度とするために、県の運営方針を基に、県内の保険税率の一本化を目指す。

(1) 県運営方針の目標に対する湖西市の達成状況

賦課方式の統一のみが達成できていないことから、資産割の廃止に取り組む必要がある。

医療費水準の 平準化	賦課方式の統一 (資産割を廃止)	収納率高水準 での平準化	赤字繰入の 削減・解消
○	×	○	○

(2) 財源の確保

平成24年度に税率改定して以降は税率改定はなく、被保険者数の減少、構成年齢の高齢化、医療費の増加、広域化による事業費納付金の支払い等により、年々財源が不足していることから、県が示す標準保険税率を参考に税収の増加を図り、財源を確保する必要がある。

2 国民健康保険税の課税の仕組み



	4方式 (湖西市)	3方式	2方式	計算方法
応能割	所得割	所得割	所得割	世帯の加入者の所得に応じて計算
	資産割			世帯の加入者の資産(土地・建物)に応じて計算
応益割	均等割	均等割	均等割	世帯の加入者数に応じて計算
	平等割	平等割		1世帯にいくらかと計算

3 3つの方式の特徴

4方式	所得割の補完的なものとして資産割が含まれており、所得の変動による影響を受けにくいことから、安定した税収が見込まれる。 固定資産の所有が一般性をもち、世帯意識の強い農村部に適したものといえる。
3方式	資産割をなくしたものであり、中小都市に適したものといえる。
2方式	他の2つの方式と比較して、構成が単純であり、世帯意識が比較的薄く納税義務者の多い大都市に適したものといえる。

4 静岡県国民健康保険運営方針

平成 30 年度から国保制度改革により、県を共同保険者とした広域化がスタートした。国の策定要領を基として、県および市町の話し合いにより「静岡県国民健康保険運営方針」が定められ、保険料（税）率の県一本化を目指すとされたが、統一の時期については、令和 2 年度末までに協議するとされている。

保険料（税）率の県一本化の内容、統一の時期は未定であるが、医療保険分（医療分）は 3 方式とし、後期高齢者支援金分（後期分）と介護保険分（介護分）については、資産割を使用しない 3 方式または 2 方式に統一していくことが目標とされている。

※令和 3 年度～令和 6 年度の方針（案）では、令和 9 年度を目標に統一するとされている。

医療分	後期分	介護分
3 方式	3 方式または 2 方式	3 方式または 2 方式

5 資産割を使用しない主な理由

- 後期高齢者医療制度など他の健康保険で資産に応じて課税する制度はなく、不均衡感がある。
- 「他市町村の資産には課税されずに不公平」との指摘がある。
- 「固定資産税額に応じて課税するため二重課税」との指摘がある。

6 県内市町の賦課方式の状況

平成 28 年度には 30 市町が医療分を 4 方式としていたが、令和元年度までに 7 市町が資産割を廃止したため、医療分を 3 方式としているのは 12 市町ある。

○静岡県内の市町の賦課方式の推移（平成 28 年度→令和元年度）

区分	2 方式 (所得割・均等割)		3 方式 (2 方式+平等割)		4 方式 (3 方式+資産割)	
	平成 28 年度	令和元年度	平成 28 年度	令和元年度	平成 28 年度	令和元年度
医療分	0 市町	0 市町	5 市町	12 市町	30 市町	23 市町
後期分	4 市町	4 市町	10 市町	17 市町	21 市町	14 市町
介護分	13 市町	19 市町	4 市町	4 市町	18 市町	12 市町

○静岡県内の賦課方式（令和元年度）

医療分 の方式	後期分-介護分の方式						合計
	4-4 方式	4-2 方式	3-4 方式	3-3 方式	3-2 方式	2-2 方式	
3 方式	0 市町	0 市町	0 市町	1 市町	10 市町	1 市町	12 市町
4 方式	11 市町	3 市町	1 市町	3 市町	2 市町	3 市町	23 市町



検討事項 (1) 賦課方式をどうするか

○医療分を 3 方式とした県内市町は、35 市町中 12 市町であり、その内最も多い賦課方式は、医療分 3 方式-後期分 3 方式-介護分 2 方式である。

7 国民健康保険事業特別会計の決算

令和元年度湖西市国民健康保険事業特別会計決算（概算）

歳入			歳出	
県からの普通交付金 (保険給付費とほぼ同額)	37億 7千万円	↔ ほぼ同額	保険給付費 (診療所・薬局への支払い いわゆる7割分の医療費等)	37億 8千万円
国民健康保険税	12億 6千万円	国保税等が 納付金の財 源となる。 不足する財 源は、繰越 金で対応。 ▲3千万円	国民健康保険事業費納付金 (県に歳出する納付金。歳入 の県からの普通交付金の財 源となるもの)	16億 6千万円
○国・県からの他の補助金 ○一般会計からの法定繰入金 ○その他	5億円		○一般管理費(保険証等) ○保健事業費(特定健診等) ○その他	1億 2千万円
平成30年度からの繰越金	3億 9千万円		令和2年度への繰越金	3億 6千万円
合計			59億2千万円	

単年度収支約3千万円の赤字

※特別会計とは別に、不測の事態に対応できるよう国民健康保険事業基金（P4下段）がある。

8 国民健康保険事業費納付金と国民健康保険税調定額の推移

一人あたり調定額の伸び率と比較して、一人あたり納付金額の伸び率の方が高い。

○湖西市国民健康保険税調定額の状況（一人あたり歳入状況）

	現年分調定額 (概算)	被保険者 数平均	一人あたり調定額		
			湖西市	県内市町平均	県下順位 (調定額が高い順)
平成27年度	14億3千万円	14,328人	99,829円	99,762円	14位
平成28年度	14億円	13,921人	100,516円	99,430円	14位
平成29年度	13億3千万円	13,328人	99,672円	101,657円	20位
平成30年度	12億5千万円	12,767人	98,185円	101,909円	21位
令和元年度	12億4千万円	12,292人	101,195円		
平均伸び率	▲3.26%	▲3.55%	0.34%	0.72%	

○県から示された国民健康保険事業費納付金の状況（一人あたり歳出状況）

	国民健康保険 事業費納付金 (概算)	一人あたり納付金額		
		湖西市	県内市町平均	県下順位 (納付金が低い順)
平成30年度	16億7千万円	125,862円	126,296円	22位
令和元年度	16億6千万円	133,470円	134,224円	23位
令和2年度	16億2千万円	135,643円	136,478円	20位
平均伸び率	▲1.50%	3.89%	5.40%	

9 標準保険税率と現行税率の比較

国民健康保険運営方針に定める県内統一の賦課方式による市町ごとの保険税率の標準的な水準を表した数値が標準保険税率であり、市町ごとに標準保険税率を参考として保険税率を設定する。なお、標準保険税率は、医療分3方式、後期分3方式、介護分2方式の賦課方式である。
参考：県が示す湖西市の標準保険税率

令和2年度		所得割	資産割	均等割	平等割	合計
湖西市 標準 保険税率	医療分	7.21%	-	28,471円	20,022円	
	後期分	2.64%	-	10,403円	7,316円	
	介護分	2.42%	-	17,497円	-	
	合計	12.27%	-	56,371円	27,338円	
調定額(全体)						14億4,134万円
一人あたり調定額(全体)						116,858円
応益割/応能割(医療分)		56.85%		43.15%		

現行：湖西市国民健康保険税

令和2年度		所得割	資産割	均等割	平等割	合計
湖西市 現行税率	医療分	4.30%	22.00%	26,600円	21,800円	
	後期分	1.60%	4.00%	9,600円	7,200円	
	介護分	1.40%	4.00%	9,600円	7,800円	
	合計	7.30%	30.00%	45,800円	36,800円	
調定額(全体)						12億2,023万円
一人あたり調定額(全体)						98,932円
応益割/応能割(医療分)		50.72%		49.28%		
標準保険税率に対する不足調定額						▲2億2,111万円

10 国民健康保険事業基金と繰越金の年度末残高状況

コロナ禍の影響により保険税収入が大きく減少し、令和6年度に基金が赤字となる見込み。

	基金残高	繰越金	合計	対前年比	実質収支
平成30年度	5億3,495万円	3億9,310万円	9億2,805万円	▲8.2%	▲8,331万円
令和元年度	5億3,502万円	3億6,021万円	8億9,523万円	▲3.5%	▲3,282万円
令和2年度	4億9,101万円	3億円	7億9,101万円	▲11.6%	▲1億422万円
令和3年度	3億2,599万円	3億円	6億2,599万円	▲20.9%	▲1億6,502万円
令和4年度	1億9,072万円	3億円	4億9,072万円	▲21.6%	▲1億3,527万円
令和5年度	8,521万円	3億円	3億8,521万円	▲21.5%	▲1億551万円
令和6年度	▲238万円	3億円	2億9,762万円	▲22.7%	▲8,759万円

※運転資金として繰越金3億円は必要



検討事項 (2) 税率改定後の調定額をどの程度とするか

- 現状の税率でいくと、基金残高は令和6年度には赤字になる。
- ①税率改定前より低くして、資産割の減少分の一部を基金で負担する。
- ②税率改定前と同等とする。
- ③税率改定前より高くして、標準保険税率又は実質収支黒字に近づける。

11 国保税の賦課割合

湖西市は、平成 24 年度に現行税率に改定したが、当時は地方税法上の賦課割合が決まっていたことから、応能割と応益割の賦課割合は概ね 5 : 5 としている。平成 30 年度からの広域化に伴い、地方税法上の賦課割合は廃止され、地域の実情に応じて賦課割合を設定できるようになった。なお、応能割の減少分を応益割で補填した場合、低所得者の負担が増えることになる。

		地方税法上の賦課割合 【H30 年度廃止】			R2 本算定時 医療分 (湖西市)		県が示す 湖西市標準 保険税率
		4 方式	3 方式	2 方式			
応能割	所得割総額	40%	50%	50%	38.18%	49.38%	55%
	資産割総額	10%	-	-	11.19%		
応益割	均等割総額	35%	35%	-	34.16%	50.63%	45%
	平等割総額	15%	15%	50%	16.47%		



検討事項 (3) 資産割の減少分をどうやって補填するか

- ① 応能割(所得割)で補填する場合、高所得者の負担が増えることになる。
- ② 応益割で補填する場合、低所得者の負担が増えることになる。
- ③ 基金で補填する場合、令和 6 年度よりも前に基金残高が赤字となる。

12 検討事項 (課題)

(1) 賦課方式をどうするか

- ① 県の運営方針では、資産割の廃止と医療分を 3 方式とする目標のみ定められているが、それ以外は決まっていない。
- ② 県の標準保険税率は、医療分 3 方式、後期分 3 方式、介護分 2 方式で算定している。
- ③ 医療分を 3 方式としている県内市町で最も多い賦課方式は、医療分 3 方式、後期分 3 方式、介護分 2 方式である。

(2) 税率改定後の調定額をどの程度とするか

- ① 税率改定前より低くすると、被保険者の急激な税負担は抑制されるが、資産割の減少分の一部を基金で賄うことになるため、基金残高が赤字となる令和 4~5 年度には再度税率改定を行う必要がある。
- ② 税率改定前と同等とすると、基金残高が赤字となる令和 6 年度までには再度税率改定を行う必要がある。
- ③ 税率改定前より高くすると、資産割の廃止と調定額の増額を同時に行うため、資産のない被保険者に急激な税負担を求めることになるが、税率改定が一度にできるため、当分の間は税率改定を行う必要がない。

(3) 資産割の減少分をどうやって補填するか (賦課割合をどうするか)

- ① 応能割 (所得割) で補填すると、高所得者の負担が増えることになる。
- ② 応益割 (均等割・平等割) で補填すると、低所得者の負担が増えることになる。
- ③ 基金で補填すると、基金残高が令和 4~5 年度には赤字となる。